

平成 30 年度第 31 回人事委員会 会議結果<概要>

1 日 時

平成 31 年 3 月 7 日（木）午前 10 時 00 分～午前 11 時 11 分

2 場 所

人事委員会 審理室（新宿モノリス 25 階）

3 出席者

（委 員）青山委員長、山極委員、山崎委員

（事務局）砥出事務局長、矢岡任用公平部長、田中試験部長、神山審査担当部長、船川総務課長、田近任用給与課長、柴田審査課長、白濱試験課長、森山研究調査課長、島村制度改革担当課長、高木審査担当課長、矢部審査専門課長

4 議 事

<議 案>

第 62 号議案 東京都人事委員会規則の一部改正について

第 63 号議案 任期付職員の採用の承認について

<議 案>

報告第 31 号 勤務条件についての措置の要求について

報告第 32 号 不利益処分についての審査請求について

第62号議案 東京都人事委員会規則の一部改正について

標記議案について、事務局から、公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則及び東京都職員の退職管理に関する規則を一部改正する旨説明した。

委員より、東京都職員の退職管理に関する規則別記様式の元号表記について質疑があり、事務局から、今回元号表記を削除することで対応することとし、今後公表される新元号は記載しない方針である旨回答した。

委員より、特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構への派遣職員の業務内容について質疑があり、事務局から、警察官の知見を活かし、同団体の取組推進を図る旨説明した。

委員より、公益的法人等へ派遣される職員については、将来、幹部になる職員を派遣する等の目的があるのか質疑があり、事務局から、そのような目的はなく、職員の特性や需要に応じて派遣している旨回答した。

委員より、一般社団法人地方税電子化協議会から地方税共同機構に移行することにより、業務が一步進むのか質疑があり、事務局から、eLTAXシステムが地方税法に根拠をもつこととなり、システムの一層の改善・向上、普及促進が図られる旨回答した。

委員より、公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則別表第1及び別表第2に定める団体数について質疑があり、事務局から、合わせて108団体である旨回答した。

審議の結果、委員全員の賛成により、原案のとおり決定した。

<以下、非公開案件>

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| 第 63 号議案 | 任期付職員の採用の承認について |
| 報告第 31 号 | 勤務条件についての措置の要求について |
| 報告第 32 号 | 不利益処分についての審査請求について |

次回開催日程について

次回委員会は、平成 31 年 3 月 20 日（水）午前 10 時 00 分から開催することとした。